

## 独立行政法人日本学生支援機構の第3期中期目標、第3期中期計画及び平成26年度計画

第3期中期目標<平成26年2月28日大臣指示>	第3期中期計画<平成26年3月31日大臣認可>	平成26年度計画<平成26年3月31日届出>
<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>(前 文)</p> <p>情報化の進展、少子高齢化などの社会の急激な変化や経済状況の厳しさの拡大、進学率の上昇による学生等の能力・適性やニーズの多様化、グローバル化の進展に伴う外国人留学生の増加などが進む中で、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「大学等」という。）においては、社会や学生の多様なニーズに対応する大学等の教育の実現や、大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた外国人留学生を戦略的に獲得するとともに、意欲と能力のある若者全員に留学の機会を付与することなどが求められている。</p> <p>このため、経済的理由により修学が困難な状況にある優れた学生等に対する支援、多様な学生サービスの充実、留学生の質を踏まえた戦略的な留学生交流の推進により、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進が図られなければならない。</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、我が国における学生支援の中核機関として、(i)学資の貸与その他の学生等の修学の援助や、(ii)大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、(iii)留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に</p>	<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を定める。</p> <p>(基本方針)</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）においては、独立行政法人日本学生支援機構法第三条に定められた目的を達成するために、適切に大学等と役割分担を行いながら、大学等の学生等に対する支援業務をリード・サポートする中核機関としてのナショナルセンターに相応しい役割・機能を担いつつ、(i)奨学金貸与事業、(ii)留学生支援事業、(iii)学生生活支援事業、(iv)その他これらに付帯する業務を行う。</p>	<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）に基づき、平成26年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定める。</p>

## 独立行政法人日本学生支援機構の第3期中期目標、第3期中期計画及び平成26年度計画

第3期中期目標<平成26年2月28日大臣指示>	第3期中期計画<平成26年3月31日大臣認可>	平成26年度計画<平成26年3月31日届出>
<p>行うことが期待されているところである。          このような理念・役割のもと、機構の中期目標を以下のとおりとする。</p> <p>I 中期目標の期間</p> <p>機構が実施する学生支援業務は、学資金の貸与や支給など、長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標の期間は、平成26年4月から平成31年3月までの5年間とする。</p> <p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 共通的事項          (1) 透明性及び公平性の確保          機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 共通的事項          (1) 透明性及び公平性の確保          ① 外部有識者の参画を得た業務運営          外部有識者から構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得る。</p> <p>② 外部評価の実施          外部有識者により構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事業の改善に活用する。</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 共通的事項          (1) 透明性及び公平性の確保          ① 外部有識者の参画を得た業務運営          外部有識者から構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得ることを通じて業務の適切性を確保する。</p> <p>② 外部評価の実施          自己評価を踏まえ、外部有識者による評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、</p>

## 独立行政法人日本学生支援機構の第3期中期目標、第3期中期計画及び平成26年度計画

第3期中期目標<平成26年2月28日大臣指示>	第3期中期計画<平成26年3月31日大臣認可>	平成26年度計画<平成26年3月31日届出>
<p>(2) 広報・広聴の充実 事業全般にわたり、国内外の学生等に対する情報発信機能を強化する観点で踏まえ、広報・広聴の充実を図る。</p> <p>(3) 学生支援に関する調査及び研究の実施 機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査研究を実施する。</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策に係る計画 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。</p> <p>2 奨学金貸与事業 教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学</p>	<p>(2) 広報・広聴の充実</p> <p>① 各年度策定する広報計画の下で国内外の学生や関係機関等に対して、機構の事業等に関する情報を様々な広報手段を用いて、見やすさ、わかりやすさに留意しつつ、迅速かつ正確に提供する。</p> <p>② 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の充実を図る。</p> <p>(3) 学生支援に関する調査・分析・研究の実施 機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨学金貸与事業の実情、外国人留学生の在籍状況など、学生支援に関する調査・分析・研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する。</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策の実施 大量の個人情報を取扱う組織であるという特殊性を踏まえ、最新の動向及び政府のセキュリティ対策における方針を踏まえ、適切なセキュリティ対策を推進する。</p> <p>2 奨学金貸与事業 教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学</p>	<p>ホームページにおいて公表する。</p> <p>(2) 広報・広聴の充実</p> <p>① 広報計画を策定し、その下で国内外の学生や関係機関等に対して、機構の事業等に関する情報を様々な広報手段を用いて、見やすさ、わかりやすさに留意しつつ、迅速かつ正確に提供する。</p> <p>② 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニターの活用・アンケート調査等により、機構及び機構の事業についての広聴を行う。</p> <p>(3) 学生支援に関する調査・分析・研究の実施 機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査等の学生支援に関する調査・分析・研究に取り組む。</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策の実施 情報セキュリティに関する最新動向及び政府の方針を踏まえつつ、情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の向上を図る。</p> <p>2 奨学金貸与事業 教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学</p>

## 独立行政法人日本学生支援機構の第3期中期目標、第3期中期計画及び平成26年度計画

第3期中期目標<平成26年2月28日大臣指示>	第3期中期計画<平成26年3月31日大臣認可>	平成26年度計画<平成26年3月31日届出>
<p>金事業を実施する。</p> <p>(1) 奨学金貸与の的確な実施 真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう、奨学生に関する家計調査等を行い、調査で得られたデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ収入基準の見直しを図る。</p> <p>また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。</p> <p>(2) 適切な適格認定の実施 大学等との一層の連携により、奨学金の必要性等を奨学生自ら判断させるための指導を行うとともに、大学等が適切な適格認定を行うことができるよう、「適格基準の細目」をより明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。</p>	<p>金事業を実施する。</p> <p>(1) 奨学金貸与の的確な実施 18歳人口が減少していく一方で、18歳人口の約8割が高等教育機関へ進学していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないようにするために、国における今後の貸与基準等の検討に資することを目的として、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行うことにより収入基準の見直しを図る。</p> <p>また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。</p> <p>(2) 適格認定の実施 大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。「適格基準の細目」を明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。</p>	<p>金事業を実施する。</p> <p>(1) 奨学金貸与の的確な実施 収入基準の見直しを図るため、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行う。</p> <p>また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うよう取り組む。</p> <p>(2) 適格認定の実施 大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。「適格基準の細目」については、認定に係る基準値の見直しを行うとともに、平成25年度に明確化した内容と併せて大学等への周知を徹底する。</p> <p>また、適格認定に係る調査を引き続き実施し、不適切な認定を防止するための方策を検討する。</p>

## 独立行政法人日本学生支援機構の第3期中期目標、第3期中期計画及び平成26年度計画

第3期中期目標<平成26年2月28日大臣指示>	第3期中期計画<平成26年3月31日大臣認可>	平成26年度計画<平成26年3月31日届出>
<p>(3) 返還金の回収促進</p> <p>① 返還金回収状況の把握と分析</p> <p>奨学金貸与事業は返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施・強化し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。</p> <p>② 回収の取組</p> <p>返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率を中期目標期間中に96%とする。</p> <p>また、要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善する。総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に83%以上にする。</p>	<p>(3) 返還金の回収促進</p> <p>① 返還金回収状況の把握と分析</p> <p>毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。</p> <p>② 回収の取組</p> <p>返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率を中期目標期間中に96%とする。</p> <p>要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善する。</p> <p>総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に83%以上にする。</p> <p>回収の取組として、以下の施策を推進する。</p> <p>ア. リレー口座(口座振替)の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。</p> <p>イ. 初期段階の延滞者に対しては、早期における督促の集中実施を行うほか、民間委託を活用し返還金回収を行う。</p>	<p>(3) 返還金の回収促進</p> <p>① 返還金回収状況の把握と分析</p> <p>外部有識者で構成する委員会において、返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、返還促進方策の効果を検証する。</p> <p>また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。</p> <p>② 回収の取組</p> <p>返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率を中期目標期間中に96%とすることを旨とする。</p> <p>要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善することを旨とする。</p> <p>総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に83%以上にすることを旨とする。</p> <p>回収の取組として、以下の施策を推進する。</p> <p>ア. リレー口座(口座振替)の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。</p> <p>イ. 原則として、延滞4ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する(期間は約5ヶ月間)。回収委託の結果、延滞解消または法的処理移行しない者に</p>

## 独立行政法人日本学生支援機構の第3期中期目標、第3期中期計画及び平成26年度計画

第3期中期目標<平成26年2月28日大臣指示>	第3期中期計画<平成26年3月31日大臣認可>	平成26年度計画<平成26年3月31日届出>
<p>③ 機関保証制度の運用</p> <p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに同制度の収支の健全性を確保するため、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、毎年度検証するとともに、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で合理性を明らかにする。</p>	<p>ウ. 中長期段階の延滞者に対しては、民間委託を活用した回収を行うほか、法的処理による督促及び回収を行う。</p> <p>エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。</p> <p>オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</p> <p>カ. 延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。</p> <p>③ 機関保証制度の運用</p> <p>機関保証制度選択者の返還意識の向上を促すため、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を行い、適切な制度の運用を図る。</p> <p>機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。</p> <p>また、機関保証制度が円滑に機能するよう、同制度の収支の健全性を確保するため、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、機関保証制度の妥当性を毎年度検証する。なお、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにするものとする。</p>	<p>については、引き続き回収業務を委託する。</p> <p>ウ. 中長期段階の延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するほか、計画的に法的処理を行う。</p> <p>エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。</p> <p>オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</p> <p>カ. 対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を行う。</p> <p>③ 機関保証制度の運用</p> <p>機関保証制度について、大学等と連携し、配付書類等を活用して学生等に対して適切に情報提供することにより周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図る。</p> <p>機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。</p> <p>また、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、機関保証制度の妥当性を検証する。なお、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにする。</p>

## 独立行政法人日本学生支援機構の第3期中期目標、第3期中期計画及び平成26年度計画

第3期中期目標<平成26年2月28日大臣指示>	第3期中期計画<平成26年3月31日大臣認可>	平成26年度計画<平成26年3月31日届出>
<p>④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用 奨学金の減額返還、返還期限猶予及び返還免除に関しては、制度の適正な運用を図る。</p> <p>⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入 所得の捕捉が可能となることを前提に、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行うとともに、適切な実施を期する。</p> <p>(4) 情報提供等の充実 ① 情報提供の充実 奨学金の申込、貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。</p> <p>(5) 学校との連携強化 学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識の涵養のための指導等を徹底する。</p> <p>&lt;以下、略&gt;</p>	<p>④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用 返還が困難な者に対しては、基準に従い、減額返還制度や返還期限猶予制度の適切な運用を図る。 また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図る。</p> <p>⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入 所得の捕捉が可能となることを前提に奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行う。</p> <p>(4) 情報提供等の充実 奨学金の申込、貸与及び返還に関する情報提供にあたっては、ホームページ等を活用するなど、積極的かつわかりやすく行う。</p> <p>(5) 学校との連携強化 奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。 特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。 また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する</p>	<p>④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用 返還が困難な者に対しては、引き続き返還者の状況を考慮し減額返還制度及び返還期限猶予制度を適切に運用する。 また、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しては、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用する。</p> <p>⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入 所得の捕捉が可能となることを前提に奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行う。</p> <p>(4) 情報提供等の充実 ホームページや印刷物等に記載する、奨学金制度や手続き等を奨学生や返還者等にわかりやすい文章やレイアウトとするよう努め、適切かつ迅速に伝わるよう情報提供等の充実を図る。</p> <p>(5) 学校との連携強化 奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。 特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。 また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する</p>

## 独立行政法人日本学生支援機構の第3期中期目標、第3期中期計画及び平成26年度計画

第3期中期目標<平成26年2月28日大臣指示>	第3期中期計画<平成26年3月31日大臣認可>	平成26年度計画<平成26年3月31日届出>
	<p>研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。</p> <p>なお、大学等に関する延滞率等の公表については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。</p> <p>&lt;以下、略&gt;</p>	<p>研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。</p> <p>なお、大学等に関する延滞率等の公表については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。</p> <p>&lt;以下、略&gt;</p>